

新石垣空港駐車場における無料時間設定を求める意見書

沖縄県内には、国が設置し管理を行う、空港法で定められた拠点空港である那覇空港と県が設置管理を行う地方管理空港である新石垣空港を含むその他 12 の空港が設置されている。県内各空港は駐車場が整備されているが、有料となっている駐車場は那覇空港、宮古空港、新石垣空港の 3 空港である。

那覇空港では、駐車場入庫後 30 分以内の出庫は無料とする無料時間を設定しており、空港利用者の送迎等の負担軽減になっているが、宮古島市民と石垣市民はその制度が無く、他の地域と比べて負担を強いられている状況である。このことは、新石垣空港ターミナルビル前の混雑を引き起こす一因ともなっておりターミナルビル前の道路は降車専用となっているにもかかわらず駐車場が有料であるため負担を抑えるために当該道路で送迎の乗車が行われており二重駐停車が発生するなどし、交通事故の危険性が常にある状況である。

そのため、本市議会は令和 2 年 3 月 16 日と令和 4 年 3 月 28 日の 2 回にわたり「新石垣空港駐車場における無料時間の設定を求める意見書」を可決し県に要請し、県当局からも 2 度にわたり前向きな答弁を頂いているにもかかわらず具体的な動きが見えません。

よって本市議会は、県内において石垣市民への不公平の解消と利便性向上及びターミナルビル前道路の安全性確保のためにも、那覇空港同様に新石垣空港駐車場利用の無料時間の速やかな設定を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 3 日

石 垣 市 議 会

宛先 沖縄県知事

(参考送付) 沖縄県議会議長、地元選出県議会議員